

平成19年7月3日

## 平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成19年5月9日（水）13:00～14:30
- 場 所 和歌山県自治会館
- 講演者 全国消費者団体連絡会事務局長 神田 敏子
- 参加人員 101名

### I 講演内容の概要について

#### テーマ「くらしに身近な安全・安心の確保について」

##### 1. くらしをめぐる安全問題の現状

###### (1) 消費者をめぐる問題・被害

- ①消費者契約に関する消費者被害
- ②多重債務問題
- ③保険金不払い問題
- ④食品の安全・安心問題

###### (2) 施設や製品をめぐる問題

###### ①公共施設等での事件・事故

アスベスト問題

プールでの死亡事故

JR 西日本・列車事故

JAL・度重なる飛行機トラブル

耐震強度偽装事件

エレベーター 回転ドアの事故

ジェットコースター

###### ②製品事故

三菱自動車の長年に渡るリコール隠し

松下電器石油温風暖房機

パロマ、リンナイガス瞬間湯沸器 松下電器 三洋電機

電気式浴室換気乾燥暖房機 ガス式浴室暖房乾燥機

ジェット噴流バス

シュレッダー

シェーバー用充電器 ヘアードライヤー

電気ストーブ（ハロゲンヒーター）

→NITE（ナイト）の「最近の社告・リコール」のページで情報提供

ナイトへの事故情報の通知・通報は：0120-23-2529

→国民生活センターでの情報提供

➡経済産業省：消費生活用製品安全法の改正

パンフの作成・配布

「製品事故から身を守るために」

「安全チェックのポイント」

「安全チェックリスト」

➡国民生活審議会・総合企画部会

「国民生活における安全安心の確保策に関する検討委員会」

官と民の新たなパートナーシップの構築

2. 消費生活用製品安全法の改正（07年5月14日施行）

①製造事業者・輸入事業者の重大事故報告義務：知った日から10日以内

製品の名称・型式 事故の内容 製造・輸入・販売数量

※ 重大事故とは：●死亡 ●全治30日以上 of 怪我や障害が残る事故

●一酸化炭素中毒 ●火災

②公表

製品に原因があると疑われる場合→メーカー名・商品名・事故内容

製品が原因かどうかわからない場合→1週間以内に一般製品名と事故

第三者委員会の判断

3. 国民生活審議会・総合企画部会

国民生活における安全安心の確保策に関する検討委員会報告書（素案）

～官と民の新たなパートナーシップの構築～

4. 安全な生活のために、消費者・消費者団体に求められること

①消費者の役割・責任

主体的・能動的な消費者に

泣き寝入りしない：メーカー、販売店 公的機関等へ情報提供

情報収集：公的機関から 事業者から

消費者力アップ：

知識力 情報収集力

情報の読み取り力

メディアリテラシー：TV 新聞 雑誌 等の読み取り方  
宣伝 商品情報 企業情報の見方

②消費者団体の役割

政策づくりへの参画 委員会参加 意見書提出  
安全基準の見直し点検  
企業評価・チェック  
調査活動 改善等の提案・提言  
考えあう場の提供・事業者 行政 専門家  
事業者・行政との連携  
リスクコミュニケーションの主催  
情報提供、情報収集と活用 情報ネットワーク

II 受講者からの質問と回答（主なもの）について

特になかった。

和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課

（注）この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。